

国際復興開発銀行協定の改正

(正式名称: 国際復興開発銀行協定の改正)

国際復興開発銀行 (IBRD) とは

- 国際復興開発銀行 (IBRD) は、第2次世界大戦後、ブレトン・ウッズ体制の下で、国際通貨基金 (IMF) とともに設立された国際開発金融機関。
- 活動目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産施設及び生産資源の開発。戦後復興の達成後は、開発に重点を移し、主に中所得国に対する支援を実施。
- 本部は米国ワシントンDCに所在。加盟国は189ヶ国 (2023年11月現在)。



本協定改正の背景

- 令和5年7月、IBRD総務会において、IBRDによる将来の支援ニーズへの対応を可能とし、IBRDの機能を強化するため、IBRDの融資上限額を自己資本額以下に定める規定を削除する改正案を採択。

上位出資国 (23年6月末時点)

国名	投票権シェア
米	15.8%
日	7.2%
中	5.6%
独	4.3%
英・仏	3.9%

本協定改正のポイント

- IBRDの融資上限額を自己資本額以下に定める協定第3条第3項を削除し、IBRDの貸付等融資に係る協定上の上限を撤廃。

本協定改正受諾の意義

- 今回の融資上限の撤廃は、国際開発金融機関の既存資本を最大限活用するためのG20の取組の一環として実施されており、IBRDと緊密に連携する観点からも、日本の開発政策・外交政策上、本協定の改正は重要。
- IBRDの主要な加盟国である日本 (7.2%の投票権シェアを有する) が、本協定の改正を可能な限り早期に受諾することで、他の加盟国の早期の受諾を促し、その早期発効に貢献することが必要。